## 議員提出第16号議案

足立区議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第 13条第1項の規定により提出する。

平成20年12月10日

提出者

足立区議会議員	新	井	英 生
同	たき	がみ	明
同	吉	岡	茂
同	白	石	正  輝
司	加	藤	和明
同	秋	山	ひでとし
司	古	性	重 則
同	前	野	和 男
司	あか	· L	幸子
司	きじ	゛ま	てるい
司	鈴	木	けんいち
同	高	Щ	延之
司	ぬか	が	和 子
司	米	Щ	やすし

足立区議会議長 くじらい 光 治 様

## (提案理由)

地方自治法の改正に伴い、協議又は調整を行うための場等の規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

## 足立区議会会議規則の一部を改正する規則

足立区議会会議規則 (昭和31年9月26日区議会議決) の一部を次のように改正する。

「第15章 議員の派遣(第119条) 「第15章 協議目次中 を 第16章 議員 第16章 補則(第120条) 」 第17章 補則

又は調整を行うための場 (第119条)

の派遣 (第120条)

に改める。

(第121条)

第16章中第120条を第121条とする。

第16章を第17章とする。

第15章中第119条を第120条とする。

第15章を第16章とし、第14章の次に次の1章を加える。

第15章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

- 第119条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の 運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」とい う。)を別表のとおり設ける。
- 2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、 構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。 付則の次に次の別表を加える。

## 別表 (第119条関係)

名称	目 的	構成員	招集権者
足立区議会全員	当初予算、決算その他重	全議員	議長

協議会	要な議案及び行政上重要な事項に関する協議を行うため		
足立区議会各種 委員長会	委員会の一般的な運営に 関し協議又は調整を行う ため	議長、副議長、委員 長及び各会派の代表 者	議長
足立区議会広報委員会	議会の広報に関し協議又 は調整を行うため	議長、副議長、議会 運営委員長及び各会 派の代表者	議長
足立区議会委員 協議会	各委員会の所管事項に関 連する案件に関する協議 を行うため	議長、副議長及び当該委員会の委員	当該委員会の委員長
足立区議会正副 委員長会	各委員会の具体的な運営 に関し協議又は調整を行 うため	議長、副議長並びに 当該委員会の委員長 及び副委員長	当該委員会の委員長

付 則

この規則は、公布の日から施行する。